

専門学校に係る「愛玩動物看護師法」Q&A 【①190810 版】

（作成主旨）

本年6月28日、愛玩動物看護師法が公布されました。去る7月1日（月）に開催したこの法律に関する説明会では、各専門学校様より多くの質問をお寄せいただきましたが、現時点での限られた情報を基に農林水産省・環境省へも確認を行い、その回答をQ&A集としてまとめました。

ただし、重要な事項、方針等はこれから順次検討、決定される予定で、まだまだ未確定な部分も多いため、各校様も判断に迷う部分もあろうかと存じます。本Q&A集の活用を含め、愛玩動物看護師法に示されている内容の正しい理解に努め、誤った情報や誤解を生じるような情報発信をしないよう、十分に配慮して参りましょう

（スケジュール関連）

Q1：法の施行はいつになりますか？

A1：正確な施行日はまだ決まっておりません。ただし、この法律では「公布の日（2019年6月28日）から3年以内に施行」と示されていますので、2022年6月27日までには施行されます。今後、あらゆる状況を鑑みて最善の法施行日が定まり政令で告知されることとなります。

Q2：2020年4月に3年制へ入学する者は、2023年に実施される国家試験を受験することはできますか？

A2：国家試験の実施日が未定のため受験可能とは言い切れませんが、法施行後在学中に講習会を受講し2020年度3年制入学者が卒業後（卒業見込みで受験できるかも今後の検討になります）の国家試験は受験することは可能です。ただし、その者が在籍する専門学校が法施行後に附則第二条一号の養成所の指定を受ける必要があります。

Q3：2021年3年制入学者はいつの国家試験を受験できますか？

A3：法施行時期が未定の為、あくまでも予想での回答となります。上記Q2と同様に、在籍する専門学校が法施行後に附則第二条一号の養成所の指定を受けられれば、在学中に講習会を受講し卒業後に国家試験を受験出来ます。

Q4：2020年4月に2年制に入学した者は、国家試験受験はどのようになりますか？

A4：上記Q3と同様に法施行時期が未定の為、あくまでも予想の回答になります。在籍する専門学校が法施行後に附則第二条一号の養成所の指定を受けられれば、卒業後に就職してから講習会を受講し国家試験を受験することができます。最短で2023年に行われる国家試験を受験することが見込まれます。

Q5：国家試験の実施時期は決まっていますか？

A5：まだ、決まっていません。法律では2023年以降は毎年1回以上国家試験を行うことと定められています。そのため、2023年1月～12月の間に1回以上実施することになります。

Q6：3年制課程はいつから開始したらよいですか？

A6：第三十一条二項の養成所（専修学校等）における愛玩動物看護師国家試験受験の対象となる課程は3年以上となっていることから、法施行後に3年課程以上となることは必至です。現在3年制過程を有していないのであれば、その準備をしておく必要があります。

Q7：法の施行日が4月1日であった場合、同日で入学する年度の入学生は国家試験カリキュラム対象の学生となりますか？

A7：4月1日に施行された場合の同日入学者について、国家試験カリキュラムの対象となるかどうか、現在は決まっていない為、現時点で正確にはお答えできませんが、他資格の前例に倣い法施行同日に入学される学生がカリキュラムを履修し受験が可能になるよう検討中です。

Q8：仮に2022年4月に法施行となった場合、2022年度入学生から第三十一条の受験資格該当者となりますが、その募集活動について教えてください。

A8：2022年度入学生に対する学生募集活動は2021年度までに作成する募集パンフレットにて2021年度の学生募集活動を行うことから、2022年度入学生に対する学生募集においては、「指定養成所申請準備中」というような表記をすることが可能になるよう両省（農水省・環境省）に要望を出しています。

ただし、「指定養成所申請準備中」と表記するには、養成所として指定を受けられる準備状況の事前確認が必要になるかもしれません。

Q9：2023年3月に国家試験を行わない場合もありますか？

A9：附則七条において、法施行の年は国家試験を実施しなくても良いことが定められています。しかし、それは「2022年12月まで」を指しているため、2023年には試験を行うこととなります。ただし試験実施日が3月になるかどうかは未定です。※試験は毎年1回以上実施することが定められています。

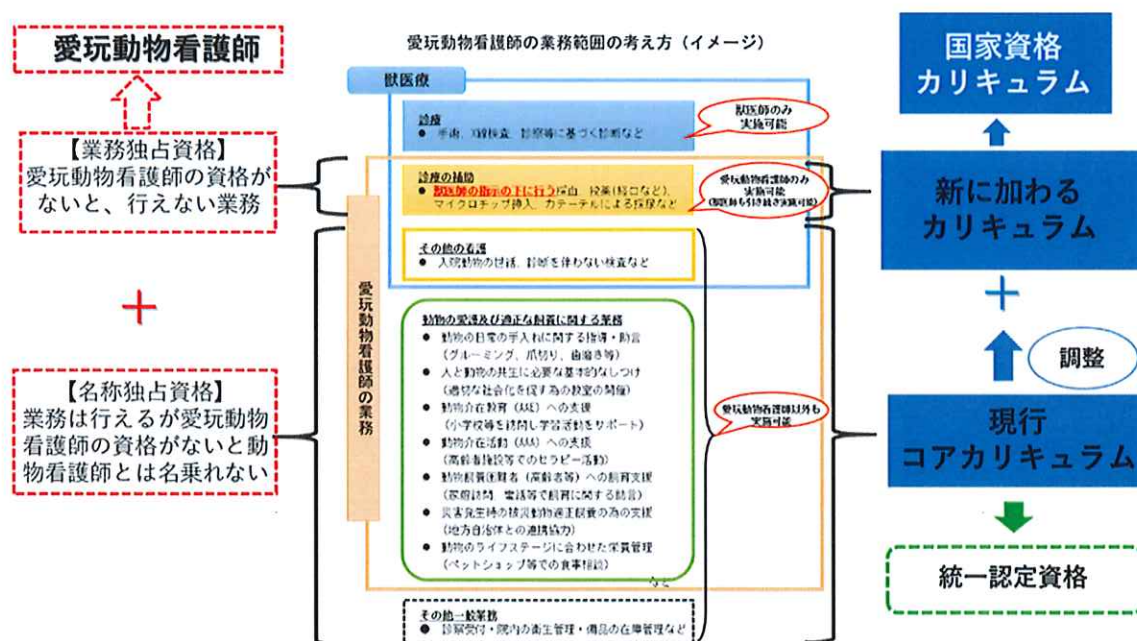
(カリキュラム・教育内容関連)

Q10：国家資格カリキュラムはどのような内容になりますか？

A10：第二条二項で示されている愛玩動物看護師の定義となる業を行える教育カリキュラムとなります。詳細は今後、検討が行われ決定されます。

Q11：附則第二条一項八号二号で示されている第二条二項に規定する業務（診療の一部を除く。）に必要な知識および技能を修得とは、コアカリキュラムを指しますか？

A11：コアカリキュラムをそのまま指すことではありませんが、コアカリキュラムを参考にして必要な知識および技能が定まると予測します。



Q12：講習会はどのようなものになりますか？

A12：講習会について、今後検討される国家資格カリキュラム作成の後、確定されることとなっていますので、現時点ではわかりません。

Q13：講習会のボリュームや講習料はどれくらいになりますか？

A13：本件も国家資格カリキュラムが整備されていない現時点では、その講習の時間数、内容も未確定で、講習料についても予測ができません。

Q14：国家資格カリキュラムのテキストは指定されますか？

A14：国家試験カリキュラムが確定後にテキストなどについても検討されと考えられます。

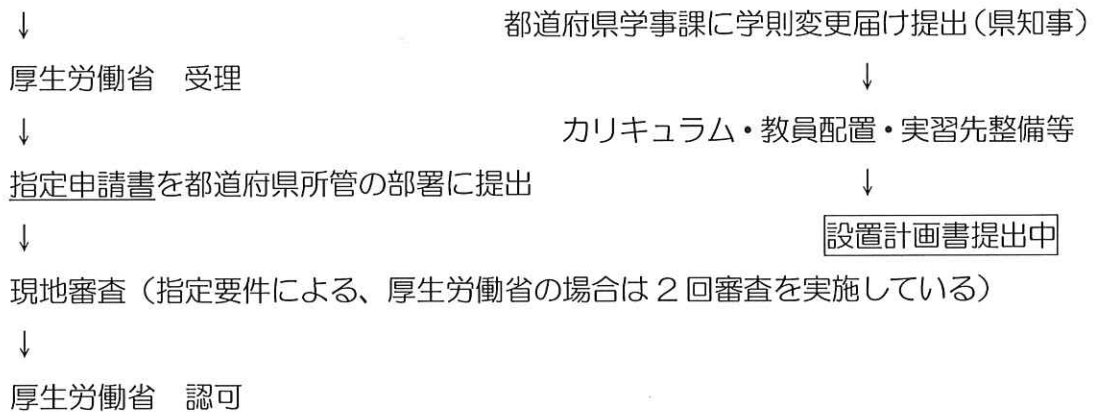
(養成所関連)

Q15：附則第二条一項八号二号で示されている第二条二項に規定する業務（診療の一部を除く。）に必要な知識および技能を修得させる養成所とは、統一認定試験受験可能校を指しますか？

A15：附則第二条一項八号二号で示されている養成所は、その要件が今後定まり、その要件に沿って整えた教育機関（専門学校も）が法施行後に都道府県の所管部署に申請をし、指定の認可を得ることになります。動物看護師統一認定試験受験可能校がそのまま養成所と見なされるわけではありません。

認可申請手順例（参考：厚生労働省指定養成施設）※あくまでも参考まで。

指定養成所設置計画書を都道府県所管の部署に提出（新設の場合？）



*留意点：現在愛玩動物看護師養成所に関する、設置計画書或いは指定申請書に関しては決定しておりませんが、法施行後でないといずれも提出できないようです。詳細は、今後省令にて発表される予定です。

Q16：都道府県の所管部署とは、どのような部署になりますか？

A16：現時点では未定です。学事課は専門学校の設置基準の認可を行う課であって、愛玩動物看護師法の所管は別の部署になると思われます。

Q17：養成所について教えてください

A17：まず第三十一条二項の養成所と附則第二条一項の養成所は別の指定となります。それぞれ、法施行後に都道府県の所管する部署に申請し、指定を受けることとなります。各養成所の要件はこれから検討され決定し、省令等で告知されます。早期の告知を要望していますが、時期は確定していません。

Q18：法施行後すぐに養成所の指定を受けられるよう準備しますが、間に合わなかった場合、もしくは何らかの理由で指定が受けられなかった場合はどのようになりますか？

A18：現在両省にて慎重に検討しています。要件が示され次第（都道府県所管の部署に事前相談するなど）入念に準備をしておくことをお勧めします。

Q19：現時点で、当校は国試受験可能と明示することはできないでしょうか？

A19：専門学校が法施行後に附則第二条一号の養成所の指定を受ける必要があることから、国試受験可能校等の明示は法律に反する行為となります。

Q20：国家試験受験は卒業が条件となりますが、“卒業見込み”でも受検は可能でしょうか？

A20：まだ決まっていません。他の資格試験の前例に倣う予定です。

(名称独占関連)

Q21：現在「動物看護師」の名称で学科もしくはコースを設置している場合、いつまで使用できますか？

A21：愛玩動物看護師法四十二条は、愛玩動物看護師の資格を持った人のみが「愛玩動物看護師」を名乗ることができるという趣旨の条文ですので、学科名には直接は関係しません。そういう意味では、現在名称となっている「動物看護師学科（コース）」と いう名称の学科もしくはコースは法四十二条の問題にはならないと思料いたします。

ただし、動物看護師学科（コース）が愛玩動物看護師を指すこととなる法施行後においては、別の観点で問題が生じるおそれがあります。

第二条一項の養成所でないと「動物看護師学科（コース）」という名称の学科およびコース名称によって、「本校は愛玩動物看護師の指定養成所です」ということまで表示しているようにも見られてしまうのではないかと懸念があります。

つまり、法施行後までは養成所としての指定を受けることができませんので、指定養成所である旨の事実と異なる内容を受験生・保護者に伝えてしまう可能性があります。したがって、そのような誤解を与えることのないよう、学科名の後ろに、指定申請予定の旨の文言を付しておくこと等何らかの措置が必要と思われ、養成所要件等が定まる際に、指示があるものと考えられます。

Q22：“統一認定動物看護師”も第四十二条の紛らわしい名称となりますか？

A22：“統一認定動物看護師”は、第四十二条で制限する紛らわしい名称に含まれると考えられます。